

役員・評議員の報酬及び手当等に関する規程

第1条 同朋学園の役員・評議員に対する報酬及び手当等はこの規程により支給する。

第2条 役員・評議員に対する報酬は、次のとおりとする。

(1) 理事長	月額	100,000円
	年俸	100,000円
(2) 常任理事（常勤）	年俸	75,000円
(3) 理事（常勤）	〃	50,000円
(4) 常任理事（非常勤）	〃	150,000円
(5) 理事（非常勤）	〃	100,000円
(6) 監事	〃	150,000円
(7) 評議員		支給しない

2 理事長には、前項に定める報酬の他、別表に定める報酬を支給する。

第3条 理事会、常任理事会、評議員会及び監査等に出席した都度、次のとおり手当を支給する。

(1) 常任理事（非常勤）・理事（非常勤）	1回	20,000円
(2) 常任理事（常勤）・理事（常勤）		支給しない
(3) 監事及び評議員（教職員の評議員は除く）	1回	20,000円

2 交通費は、一律5,000円支給する。ただし、この額を超える場合は、実費支給する。

第4条 常任理事（非常勤）・理事（非常勤）が辞任される場合、次のとおり慰労金を支給する。

- (1) 在任期間 1か年につき 50,000円
- (2) 途中期間は按分とする。

第5条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聞いて、理事会が行うものとする。

附 則

この規程は、昭和56年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年6月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。

別表

号俸	報酬（月額）
1	393,300円
2	436,400円
3	483,400円
4	537,200円
5	578,900円
6	621,400円
7	679,800円
8	733,400円
9	785,900円
10	841,500円
11	892,600円
12	911,800円

附則1

扶養手当、住宅手当、通勤手当及び期末手当は学園本部事務職員に準じ役員特別加算金として支給する。

附則2

理事長が退任したときは、退職慰労金を学園本部事務職員に準じて支給する。